

(仮訳)

2012年4月16日  
BIS 支払・決済システム委員会  
証券監督者国際機構専門委員会

## プレスリリース

### CPSS と IOSCO による金融市場インフラのための新たな基準の公表について

支払・決済システム委員会 (CPSS) と証券監督者国際機構 (IOSCO) は、本日、金融市場インフラ (FMI) を強化するための国際的な取組みを促進する、以下の3つの文書を公表した。

- 報告書『金融市場インフラのための原則』
- 市中協議文書『金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法』
- 市中協議文書『金融市場インフラのための情報開示の枠組み』

CPSS と IOSCO は、『金融市場インフラのための原則』と題する報告書において、資金決済システム、証券決済システム、清算機関に対する要求水準を引き上げた新たな国際基準を公表した。とりわけ、新たな基準は、全ての標準化された OTC デリバティブに清算集中を義務付けることにより金融システムをより頑健なものにするという、G20 の方針に重要な支持を与えるものである。CPSS と IOSCO のメンバーは、2012 年末までに新たな基準を採用するよう努める。FMI は可能な限り早期に新たな基準を遵守することが期待される。

新たな基準 (以下「新原則」という) は、3 つの既存の国際基準、『システムミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル』(CPSS 2001 年)、『証券決済システムのための勧告』(CPSS-IOSCO 2001 年) および『清算機関のための勧告』(CPSS-IOSCO 2004 年) に置き換わるものである。CPSS と IOSCO は、最低要件を引き上げ、より詳細な指針を提示し、新たなリスク管理の分野や新たなタイプの FMI をカバーするために基準の範囲を広げることで、これらの3つの基準の強化・調和を行った。

新原則は、グローバル金融市場を支えるインフラを頑健なものとし、金融ショックに十分耐え得るものとするを意図して策定されている。同原則は、全ての、システムミックに重要な資金決済システム、証券集中振替機関、証券決

済システム、清算機関および取引情報蓄積機関（以上を総称して「FMI」という）に適用される。これらの FMI が連携することで、金融市場における取引の清算・決済・記録が行われている。

河野正道（金融庁金融国際政策審議官、IOSCO 専門委員会議長）は、「FMI は、金融危機下において良好に機能し、我々は、その真の重要性について一段と理解を深めた。頑健な FMI は、金融市場が大きな不確実性に直面する状況においても有効に機能し続けるための助けとなり、金融システムの安定の重要な構成要素となる」と述べている。

ウィリアム・C・ダドリー（ニューヨーク連邦準備銀行総裁、CPSS-IOSCO 基準見直し運営グループ共同議長）は、「標準化された OTC デリバティブ取引の清算集中という新たな制度の下で、FMI の役割は、将来、より重要となるであろう。新原則は、FMI がこうした役割を担ううえで十分に頑健となるために、重要な予防措置を提供する」と述べている。

ポール・タッカー（イングランド銀行副総裁、CPSS 議長）は、「新原則によって、当局は、安全かつ安定した金融インフラを確保するための望ましい基盤を得ることとなる。可能な限り早期に当局が新原則を採用し、FMI が新原則を遵守することが重要である」と述べている。

既存の基準と比べ、新原則では、以下を含む多くの重要な分野で新たな事項の導入、または、要求水準の引上げが行われている。

- FMI が参加者破綻に対処するために用いる財務資源およびリスク管理上の処置
- オペレーショナルリスクの軽減
- オペレーショナルリスクおよび金融取引に係る各種リスクの拡散経路となりうる FMI 間のリンクやその他の相互依存関係
- 顧客ポジションと担保の分別管理・勘定移管の達成
- 階層的参加形態
- ビジネスリスク

CPSS と IOSCO の指示の下に策定作業を行った基準見直し運営グループは、ウィリアム・C・ダドリー（上記参照）、河野正道（上記参照、2011年8月から）およびキャスリーン・ケイシー（前・米国証券取引委員会委員、2011年7月まで）が共同議長を務めた。新原則の原案作成を行った編集チームは、ダニ

エラ・ルッソ（欧州中央銀行総局長）およびジェフリー・ムーニー（米国証券取引委員会アシスタントディレクター）が共同議長を務めた。

新原則は市中協議文書が2011年3月に公表された。今回公表された同原則の最終版は、同協議期間中に受領したコメントを踏まえて改訂されたものである

(<http://www.bis.org/publ/cpss94/cacomments.htm>)。

### **評価と情報開示に関する市中協議の実施について**

新原則の最終版の公表と合わせ、CPSS-IOSCO は 2 つの関連文書を市中協議のために公表した。

- FMI による新原則の遵守状況を評価する際に利用できる「評価方法」
- FMI の利用に伴うリスクについての透明性を確保するために FMI が公表すべき情報を定めた「情報開示の枠組み」

上記 2 つの市中協議文書は、あらゆる関係者からのコメントを募っており、2012 年 6 月 15 日を提出期限とする（下記注 3 参照）。市中協議期間の後、CPSS と IOSCO は受領したコメントを検討し、2012 年後半に 2 つの文書の最終版を公表する。

CPSS と IOSCO は、金融安定理事会（FSB）とともに、FMI の破綻対応に関する指針についても作業を行っている。同作業に関する報告書は、数か月以内に公表される予定である。

### **注記**

1. 本日中に限り、CPSS-IOSCO の編集チーム（上記参照）の議長2名は、これらの文書に関する問い合わせを受け付ける。
  - ダニエラ・ルッソ（欧州中央銀行）、電話（+49）171 222 1441
  - ジェフリー・ムーニー（米国証券取引委員会）、電話（+1）202 551 5710
2. 今回公表された報告書および市中協議文書は、国際決済銀行（BIS）のウェブサイト（<http://www.bis.org/publ/cpss101.htm>）およびIOSCOのウェブサイト（<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377.pdf>）に掲載されている。
3. 「評価方法」および「情報開示の枠組み」に関するコメントは、CPSS 事務局（[cpss@bis.org](mailto:cpss@bis.org)）とIOSCO 事務局（[fmi@iosco.org](mailto:fmi@iosco.org)）の双方宛てに、2012

年6月15日金曜日までに提出するものとする。それらのコメントは、コメント提出者から特段の要請がない限り、BISおよびIOSCOのウェブサイトで公表される。

4. 支払・決済システム委員会（CPSS）は、中央銀行が支払・決済の仕組みやクロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングおよび分析を行うためのフォーラムである。CPSS事務局は、BIS内に置かれている。CPSSに関する情報およびCPSSの公表物はBISのウェブサイト（[www.bis.org/cpss](http://www.bis.org/cpss)）より入手可能である。
5. 証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。上記文書の公表に向けてCPSSとともに作業を行った専門委員会は、IOSCOの理事会により設置された専門的なグループであり、世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局で構成されている。同委員会は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。
6. 新原則は、金融安定理事会（FSB）による「健全な金融システムのための12の重要な基準」に含まれる、FMIのための既存の基準に置き換わるものである（上記参照）。これらの重要な基準は、各国が達成を促されているグッド・プラクティスの最低要件を示している（[http://www.financialstabilityboard.org/cos/key\\_standards.htm](http://www.financialstabilityboard.org/cos/key_standards.htm)）。
7. 情報開示の枠組みと評価方法は、FMIによる統合的な情報開示と国際金融機関や各国当局によるFMIの統合的な評価を促進する。評価方法は、主に国際的な外部評価機関、特に国際通貨基金や世界銀行向けのものとして企図されている。また、各国当局に対しても、各当局のオーバーサイトや監督における新原則の遵守状況の評価や、規制・監督・オーバーサイトの主体としての責務の自己評価を行ううえでの基準を提示している。評価方法は、世界銀行と国際通貨基金が議長を務めるサブグループによって策定された。